

第 198 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 198 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 23 年 11 月 18 日（金）14:29～17:04

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 総務省 LAN システムの更新整備及び運用管理業務（総務省）
- 消費動向調査（内閣府）
- 発注者支援業務、発注者支援業務等、公物管理補助業務（国土交通省）
- （独）都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務（（独）都市再生機構）

2. その他

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員、大山専門委員

（総務省）

大臣官房企画課情報システム室 佐藤室長、山口課長補佐、池田係長

（内閣府）

経済社会総合研究所景気統計部 増島部長、上野部長補佐、池本研究専門官

（国土交通省）

大臣官房技術調査課建設システム管理企画室 勢田室長、浅古課長補佐

地方課公共工事契約指導室 小山室長

土地・建設産業局地価調査課公共用地室 森田室長、遠藤用地企画官、武田用地調整官

道路局国道防災課道路保全企画室 寺沢課長補佐

河川局河川環境課 流水管理室 益山課長補佐、河川保全企画室 片野係長

（（独）都市再生機構）

住宅経営部営業推進室 安高室長、谷口リーダー、富田主幹、細谷主査、荒井主査

（事務局）

後藤参事官、栗田参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 198 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、総務省の「LANシステムの更新整備及び運用管理業務」、内閣府の「消費動向調査」、国土交通省の「発注者支援業務等」、独立行政法人都市再生機構の「賃貸住宅入居者募集業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

始めに、「総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、総務省大臣官房企画課情報システム室佐藤室長においでいただいておりますので、事業の概要や、実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。

御説明は 15 分程度でお願いいたします。

○佐藤室長 総務省大臣官房企画課情報システム室長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、総務省における次のLANの調達のコンセプトとそのポイントを簡潔に御説明させていただきたいと思います。早速ですが、説明時間の関係もございまして、内容の説明に入らせていただきたいと思います。

まず、総務省のLANは、4年ごとに更新をしております。平成 13 年の発足時、旧総務省、旧郵政省、旧自治省の 3 省庁がそれぞれ別々にLANを構築していたところ、現在のLANシステムにおいて、全体統合の完了が図られたところでございます。この現行のLANをベースに、最適化計画を策定いたしまして、利便性や安全性の確保、省エネルギー対策の実現などの質的な向上や効率化を実現するために今回の仕様書を策定いたしました。この最適化計画にもありますけれども、総務省LANで最も重視しているのは、基盤としての安定性でございます。新技術の対応DR（ディザスタリカバリ）といった現代に求められるものは取り入れることにしております。ただし、全国約 70 の拠点、年金記録第三者委員会を入れますと、大体約 90 の拠点に対して業務を遂行するための基盤、そういったものを安定的に提供することを最も重視しております。このようなコンセプトのもと、順次ポイントを説明してまいります。

まず、仕様書の考え方や位置づけは、総務省LANの調達の仕様書では、機器の調達をすることではなく、各機能のサービスを調達することを想定しております。各機能がどのような構成要素で組み上がるのかといったような必要最低限の要素を示しています。例えばメールですと、メールの中継サービス、メールのアーカイブサービスといった要素から成りますといったようなことを示してあります。それから、各サービスで使用される機器は、一応ある程度指定はしているのですが、その台数までは指定していません。事業者の工夫によって複数の機器を統合して一つにするといったようなことも認めてあります。これはどういう考え方かといいますと、仕様書は料理でいえばレシピのようなものであるという考えに基づいております。といいますのは、料理の名前、材料、分量、そういったものはある程度指示はします。ただし、全くの白い御飯を出されて、これが新しい炒飯ですと言われても困りますので、その程度は示しているという考え方に基づいております。具体的には、アセスメントの結果を踏まえて、最低限の機器と想定される構成を検討してまいります。これによりまして、事業者が仕様書を読み解く労力も軽減されるのではないかと考えて

おります。現在の国の財政状況が厳しいこともございますので、基本的に、現行の総務省LANで行われているサービスをベースにしています。

実施要項の12ページをご覧くださいと思います。これがスケジュールでございます。ご覧のとおり、スケジュールは比較的余裕のあるものとなっていると考えております。全国に拠点がまたがっておりますので、新システムの移行期間が3か月から大体5か月程度かかると考えております。ですので、現行システムとの並行稼働期間が発生いたします。つまり、一発切替えではなく、順次切り替えていくという方式を採用したいと考えております。

それから、分離調達の考え方は、実施要項6ページをご覧くださいと思います。総務省のLANはサービスとして考えるということで、サービスとして一括調達をしております。ソフトウェア等一部分離調達のもはございますけれども、業者間の責任分担が不明確にならないようにしたい、あるいは作業連携を円滑にやってもらいたいといった考え方からでございます。そもそも基盤サービスの設計は、回線の帯域、運用設計とも絡んできますので、現実問題として、これ以上の分離調達は難しいかなと考えております。

次の実施要項でいいますと、7～10ページの頭までに運用業務を記載しております。そこでSLA、SLM、つまりサービスレベル合意、サービスレベル管理については、7～10ページにある、例えば運用とか、7ページでいうと（イ）のAの「運用」、例えば9ページではBの「教育」、あるいはその下のCの「保守」といったものについて、質を確保するために、サービスレベル合意あるいはサービスレベル管理を設けております。これらのサービスレベル合意や管理については、システムがあればよいではなく、どの程度の機能・性能が提供されるのかといったことを事前に合意いたします。総務省LANでは、事業者と測定点、測定方法、測定対象、測定時間を協議して、サービスレベル合意を定めております。何となれば、拠点には24時間365日の対応は必要ないであろうし、シングルサーバ構成を想定しておりますので、高いサービスレベル合意は難しいことも考えております。実際には、システムにより考え方も変わってきますので、個別調整が必要になると考えております。

それから、サービスレベル合意の遵守状況は、毎月のサービスレベル管理の委員会で報告を受けて討議をすることになります。その場合には、CIO補佐官にもいていただく場合も多くなっております。

それから、今回の新規事項は、新技術の対応としては、仮想化技術を採用することにしております。これによって機器の集約、標準環境の作成、リソースの可視化等もできるようになると考えております。

それから、政府共通プラットフォームへの移行も見据えたものとしております。

それから、BCP（ビジネスコンティニューイプラン）、継続性、DR（ディザスタリカバリ）への対応として、バックアップセンターをディザスタリカバリサイトとして位置づけて強化していきます。

それから、総合評価の考え方は、実施要項の16ページをごらんください。総務省では総合評価方式を採用しております。基本のチェックポイントは、「最適化計画に則っているのか」、「実現性

が担保されているか」、「事業者に知見はあるか」の3点です。この3点を満たした上で、総務省にとって有用かを比較していきます。それから、入札の活性化。それも、一者入札、既存業者のみといった事態を防ぐために、既存業者の有利性を最小限にしようと考えております。点数配分は現行LANの課題点、連携箇所が多いサービスになるという点、移行や運用といった役務、プロジェクト管理やプレゼンテーション等、実施する人の資質を図るところを高めにしています。それと、価格点の方が高くなってしまうと点数勝負となってしまいますので、技術点を最大限まで上げています。それと、加点が重要として、加算方式としています。これは平成14年の経産省の推奨に則ったものでございます。提出してもらった資料からは、ロゴや社名を抜いたもので求めております。勿論、社名から先入観が入ることを防ぐということでございます。そして、最後に、プレゼンテーションは、今回は、実際に運用を担当するプロジェクトマネージャーから行ってもらうことを予定しております。これは、システムも重要ですが、最後のところ、それを運用するのは人であろうということで、それを運用する責任者からプレゼンテーションを行ってもらうことを考えております。そして、採点する際には、評価委員会を設置して、外部の有識者としては、CIO補佐官も加わってもらうことにしてございます。

以上、駆け足ではございますけれども、次期総務省LANの調達のコンセプトとポイントを御説明させていただきました。総務省からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問・御意見を願いたします。

○逢見副主査 29ページの「従来の実施に要した経費」で、注記事項で、21年度10か月運用して、22年度12か月運用している。ということは、20年度は運用してない。設計・構築費としてしか計上されてないということですが、これが「従来の実施に要した経費」として、新たに更新されるLANのシステムで、どのぐらい参考情報になるのかがよくわからないのです。多分、運用については、その後に人員も出ているし、そういうので参考になるのですけれども、設計・構築あるいは今までやっている現行のLANと新しく構築するLANとで、どのぐらい要求水準というか仕様が違うのかは、もうちょっとそういう情報があってもいいのではないかなと思ったのですが、なかなかそういうものは出ないものですか。

○佐藤室長 今言われていることは、運用については、同じような形で4年のサイクルで現行のものが次期にも当てはまるということで、今回は第3期というシステムになり、これが総務省のLANを完全統合されたものになるのですけれども、実際は、統合は第1期から始まって、ほぼ第2期（現行）において、ほとんど同じような統合がされてきたこと。それにかかる構築が20年に行っております。ですので、今回の20年の構築の金額がここでは出ているのですけれども、これが全体に対する構築の費用、統合という意味においてほとんど同じ機能、2期も3期も同じような形で運用されるので、このぐらいの目安が3期においても構築の費用という目安にもなるかと思えます。

○大山専門委員 質問事項は3点ほど申し上げたいと思います。

その前に、今、説明を10分ほどでやっていただきましたが、非常に要点をうまくまとめてあって、聞かせていただいているので安心できるなというのが第一印象です。

1点目は、LANのシステムで要求されている機能が比較的一定のものだから、それほど心配はないのですけれども、ただ、規模としては大きいですね。端末の数とか拠点数。そのときに、一般的には、このいただいているものだと、入札参加資格で、同等程度、あるいは大規模に近いものをちゃんとやったことがあるかは、一般的に全然経験のないところが価格で取って失敗するのを避けるためには、入札参加資格に入れたりすることもあります。ただ、これについては当然のことですが、発注側の判断だと私は思います。発注側の判断で、適切な判断をしていただくためには、まず発注側が十分な知識を持っていることが必須となっていて、その意味で今回、多分こういう大規模なシステムをつくったことのある経験をあえて外れているのかとも思わないではないのですけれども、総務省さんにおいては、調達ガイドライン等これまでずっと尽力いただいているわけですので、その辺についての見解を一つお聞きしたいということです。

それから、2番目は、共通プラットフォームに関する記述がさりげなく書いてあって、これに関係するところとして、同じように仮想化の話も言葉だけずっと書いてあるのですね。仮想化において、共通プラットフォームが具体的に仕様等の決まっていない状況を見ると、仮想化と言っても、同じ仮想化になるかどうかはこれではわからない可能性があって、当然応札側は不安を持つのではないかと思います。この辺についての記述に関して、例えば、どこまでの形で書けるのか、この仕様書で書けるのかも含めて、何らかの形で十分な情報を提供することについては、どこかに明記あるいははっきりとアナウンスする必要があるのではないかと思います。ここについてはどうお考えになるかというのが2つ目です。

3つ目は、分離調達に関係することですが、このシステム、ライフサイクルが多分5年ぐらいをお考えだと思うのですけれども、ライフサイクルコストで考える面からは、構築・保守・運用、全部一貫してやるという考え方がある意味合理的な面も物によっては勿論あるわけですが、今回、そうは言っても、保守・運用をまた改めてどこか別に調達するのも、新しいソフトウェアとか何かあるいは機器を開発するなら話は別ですが、いわゆるSIでほとんど機器の開発等がない場合においては、保守・運用を分離してしまうというやり方も一般的にはよく言われる話だと思います。この様々な取組をなさっているのはわかりますし、お悩みになりながら進めているのも、前向きにやっていることもわかってはいるのですけれども、保守・運用の分離をしない理由についてどうお考えなのかだけは、ちょっとここでお聞かせいただくと有り難いと思います。

その3つお願いできますか。

○小林副主査 今の点についてお願いします。

○大山専門委員 別にそこまでのものがなくても大丈夫だという判断をなさっている理由といたしますかね。

○池田係長 入札参加資格は、一般的に情報システムの調達において、資格に関する要件とか、あるいは事業者の経験にかかわる要素が求められるのが多いというところがございます。資格の要件に関しては、資格＝能力と全体的に言えるわけではないのですけれども、広く認められている手法

とか、あるいは時代に応じた知識を持っていることが、資格があることをもって証明されているところかなと考えます。

事業者の経験については、LANはまさに今でいえば紙と鉛筆のようなものでありまして、極めて安定性を求められるものがございますので、このLANの調達においては、総務省の規模も大きくございますけれども、この大規模な案件を実施したことに対するノウハウは重要であることをかんがみまして、同規模の実績があるかどうかを求められているところかと思えます。そういうことにより、確かに要件としてあった方が望ましいと考えます。

○大山専門委員 しばしばやるのは加点ではなく、基礎点に置くという考えもあるかなとは思いますが、今回そうになってないので。逆に言うと、それで大丈夫だと判断している。なぜ、これを気にするかというと、同じような案件はほかの省庁も当然あって、そちらへの波及といたしますか、影響があるかなと。繰り返し言いますが、発注側がよくわかっているところがこれを判断するのは、僕は全く反対ではないのです。ところが、これが前例になって、ほかが同じことをやって、実は失敗して、システムが動かないなどとなると恐いと、ちょっとそう思っていて、それについてはガイドラインをおつくりになっている総務省さんとしてはどうお考えかというのを。自らが実験台になってみますというお考えなのか、その辺のところか。

○池田係長 必ずしもそういうことではないのですけれども、今回調達の総務省LANについては、その規模とか、保守の要件から、要件について明記しなくても、規模は大きいものですから、一定の技術力を持った、あるいは規模を持って業者さんあるいは要員でないと入って来られないのではないかと、そういう現実問題がございますので、そういうことをかんがみまして、今のところ明記せずともよいかと思った次第であります。ですけれども、今申しいただきましたように、今後、同種の同じような規模、同じような仕組みの情報システムの調達への影響をかんがみますと、今から追加することもやぶさかではないかと思っております。

○大山専門委員 わかりました。

○小林副主査 それはどちらがよろしいですかね。

○大山専門委員 この案件に関しては、僕はあんまり不安がないのです。気になるのはほかなのです。そこのところが、ほかが必ずしも調達について苦労して、よりよい方向へ持っていこうとしているとは限らないですね。そこがどうかな。

○逢見副主査 総務省ですから、通信政策の範を垂れるという意味では。

○大山専門委員 そうなのですね。

どこかに残すような方法とか、どうすればいいのですかね。答えは僕にはすぐはわからないのですけれども、これを直してしまうと、前例は残念ながらつくれない。つくりたい意味もないことはないのです。だけど、ほかに、これを見習ってやればいいのだというのは、ちょっと安易に流れたときには恐いというのがあって、それは案件ごとにここで全部確認するのかというやり方をするのですかね。

○山口課長補佐 今までは、そういう要件を入れていました。入れていた理由としては、先生の御指摘のあったようなところですけども、今回、初めての試みとして、マネージャーのプレゼンテ

ーションを行います。これが先ほど、うちの構築というかコンセプトの一つとして、マネージャーというか専門家の主になる人間の能力を、こういう形で今のように載せるのもあれですが、今回はプレゼンテーションで判断するのが一つの方法かと思っておりますので、今回はそんな試みをとってみようと思っております。

先ほどの中で、ガイドラインは総務省で挙げてはいますけれども、そこはちょっと違う部署です。勿論、総務省でやっていますので、そのところを重視はしておりますが、あくまでも総務省LANという部分の1システムという担当の考え方ではあります。ということが1番目の話になるかと思えます。

○大山専門委員 逆に、ガイドラインの内容にすぐ反映できるわけではないけれども、解決するには時間がかかりますから。

○山口課長補佐 そうですね。

○大山専門委員 チェック項目としてどこかに残しておけるかどうかであれば、残しておけるとすれば、ここはこの形でトライしてみていただくのは勿論あるとは思っています。しつこいようですが、大丈夫だと御判断なさっているからこうなっているのですね。

○山口課長補佐 そうです。

一応持ち帰らせていただいて、もう一度考えさせていただきたいと思えます。

○小林副主査 資格要件、基礎点で、それを入れることもありますね。

○大山専門委員 あります。失格になってしまうかどうかはあります。資格がなければ、通常は失格ですね。

○山口課長補佐 そうですね。

2番目のプラットフォームについては、今は、研究会、専門部会等を開いて話し合われている中であって、まだ決まっていない部分があるので、紙面上になかなか記述できないところもあります。ただ、そうは言いますが、提案があるというか、事業者側にしてみれば不安なところがあると思えますので、そこは情報をその都度開示していきたいと考えていること。プラットフォームの話の中で、仮想化は、今はあくまでも提案方式です。仮想化を必ずしろというようなことは言っていません。一つのやり方として仮想化をということで、これは、例えばしなくて、サーバみたいなものに、今のように80~100台で構成しても、うちの求めているサービスが実行できればいいと思えます。ただ、ここで仮想化を考えておくと、プラットフォーム側でもそういうことがあるということで、そのまま横に移行できるというようなものではないですが、いつでもそのプラットフォームに入るときには、その考え方を利用できるように、いつも心がけていなくてはいけないということで、ここに付け加えています。

3番目の分離調達については、分離調達についての考え方は、何を分離して、何をというのは決まっていないところもあるかと思えます。先ほどの説明の中でも、今、総務省LANでの分離については、回線とか、パソコン、プリンターを分離して調達をしています。ですから、全然してないということではないと思えます。今回、お恥ずかしい話ですが、総務省については、ウイルス感染というお話でお騒がせしているところはありますが、ただ、今回思ったのは、こういうウイルス感

染で、よそより非常に早くいろいろな形で結果を出し、対応がついたのは、構築と運用が一緒にやっていたというところだったと、今回身をもって経験したので、今回の分離調達においては、これまでどおり、端末、ソフトウェア、プリンターを分離調達し、構築と運用は一緒にやりたいと考えております。

○大山専門委員 2番目の仮想化ですが、今必ずしもという提案型なのだというお話ですが、ちょっと見落としているかもしれないですが、そのことが読みとれるように書かれていますか。調達仕様書の27ページに、仮想化サービスと書いてあって、これは普通に見ると、機能要件でアイウエオとずっといつているから、これは必須のようにぱっと見てしまうようにも思うのです。

○山口課長補佐 そうですね。何々のことと言い切っているところもあるので、ここについては、記述を考えたいと思います。

○大山専門委員 仮想化すると、逆に重くなることも当然あり得ますし。でも、一方、共通プラットフォームに持っていくには、仮想化した方がいいのもわかりますし、その辺のところは混乱しないようにお書きいただけたらよろしいのではないのでしょうか。

○山口課長補佐 承知いたしました。

○小林副主査 ありがとうございます。

最初の逢見副主査の御質問のところで、設計・構築の情報が少し足りないのではないかという御指摘があったのですけれども、仕様書の13ページにLAN構築の想定スケジュールがありまして、今回の場合は、表2-2の調査/設計の7~12月で、これを見ると、従来の実施に要した前のときの設計・構築のスケジュールと違うのかなと思ひまして、それはどうですか。参考になる情報としては、設計・構築をどんな段取りでやっていたかがわかれば、この金額の説明になるかなと、素人考えですが、思ったのです。それはいかがですか。

○山口課長補佐 ここで使われているワードとして、例えば、調査、設計、構築がありますが、これは実際私どもで使われている言葉とはちょっと違うところもありまして。これを当てはめたことになります。今回は、いろいろな形で現業者さんが有利にならないようにというのはちょっと言い方はあれですけれども、皆さん公平に構築期間等とか、今の業者さんが持っているノウハウは情報公開をすることを考えております。その考え方は公サ法でもあるのですけれども、実際、私どもは公サ法で考えている以上に、情報公開は、セキュリティを考えた上で、全部オープンにしようと思っています。ここら辺のところは、スケジュール表上の記述においては、ちょっと足りないところがあるかと思ひますけれども、ここら辺はすべて情報公開です。

○小林副主査 私が申し上げているのは、さっき逢見副主査が御指摘になった29ページの設計・構築費の平成20年度と21年度に設計・構築費がかかっているのですけれども、これだと、21年にかなりかかっているのではないですか。この金額の作業量は仕様書でわかるのかもしれないのですけれども、これについての運用は、十分に人員とか対応件数とかが出ているけれども、この金額についての説明というか読み方を、どういうふうに読んだらいいのかわからないので、今回のスケジュールとしては、24年度の7月から設計・構築をしていくので、24年度で終わって、24年度の終わりからは試験と移行になってくるという形ですね。だから、今回のスケジュールと「従来の実施

に要した経費」がパラレルになっていないように思ったので、その前のときのスケジュールを示したら、どんなボリューム感なのかがわかるのかなと思ったのです。

○山口課長補佐 わかりました。わかりづらい部分については、変更をいたします。

現行の資料についての説明を申しますと、先ほど御指摘いただいたところは費用であって、今回、仕様書上の 13 ページはスケジュールであって、スケジュールに書かれている線とその金額がマッチしていないように見えるというところかと思っておりますので、そこは仕様の書きぶりもちょっと考えますけれども、そこについても、前回の期間、費用等については、できる限り開示をすることを、仕様書のどこかにつけ加えて、勘違いがないようにしたいと考えます。

○逢見副主査 そうですね。前回の費用とスケジュールをできるだけ開示されるような努力をお願いしたいと思います。

○山口課長補佐 了解しました。

○佐藤専門委員 1点だけよろしいですか。11 ページの(3)の「請負費用の支払方法」のAで、設計・構築費に相当する額が初年度に払われた。それから、次年度以降、運用・保守費をお支払いしますという記述だと思うのですが、設計・構築費はほとんどシステム開発にかかる人件費のようなものをイメージしたらよろしいのですか。

○山口課長補佐 基本的にはLANでありまして。物的には、つくり込みを極力しないという方針になっていますので、開発というかつくり込みの部分は極力少ないと思うのですが、人件費であることは確かです。

○佐藤専門委員 どちらかというところ、設計・構築費は、物品の調達というよりは役務の調達をイメージしたらよろしいのですか。

要は、LANのシステムの開発のインシヤルコストとランニングコストという言い方が適当なのかどうかはよくわからないのですが、結局、初年度に設計・構築費を払い、次年度以降に運用業務の費用をお支払いしますということですが、多分、落札者を選定するときには、総務省としては、サービス提供を一括で調達するというようなので、設計・構築費ではなくて、「相当額」と書いていただいているし、運用・保守費ではなくて、それに相当する額というコンセプトでサービスを調達しますと書いていただいているのだと思います。

要は、入札してきた人が、応募する金額の内訳という形で、当然、設計・構築費の部分が幾ら、運用が幾らという形でお書きになると思うのですが、発注者としてお支払いする費用は、入札してきた人が提案書に書いてきたその内訳の金額そのままにお支払いになるということですか。

つまり、何を心配しているかというところ、インシヤルな部分をどかんと応募金額のほとんどを占める金額を入れてきて、それで初年度でがばっと委託費を抜いていって、2年目3年目のお仕事の部分の費用が非常に薄くなっている。要するに、経済的動機づけとして、モラルハザードを起こすようなお支払いのスケジュールになっているのだとすると、ちょっと要検討かなというのを、この記述を読んでいて思いました。ペイメントスケジュールの決りをどういうふうにするのか。これも年賦で払うのか、半年賦なのか、四半期なのか、月次なのかかわからない記述ですが、実際にその契約を締結するときに、業者がどんなにインシヤルコストを大きく入れてきて、24年度の支

私が、9割方24年度にお支払いいただいでしまうような提案書を出してきても、それは総務省さんとしては、支払スケジュールに関しては、これはサービスを調達しているのですからということで、平準化すれば、お仕事を受ける側では、本当にその金額がかかるのであれば、それが繰り延べられてしまうのであれば、多分、資金調達コストがかかるのだと思うのですが、逆に、ここをこういうふうにして、では、イニシャルを大きくしてしまうみたいな提案が出てきて、それを総務省さんがそのままお受け取りになるという形でお支払いになるのは、ちょっと危険な部分もあるのかなと思いましたので、申し上げました。

○池田係長 当然、提案の中の費用の内訳は出させますので、その中である程度分析ができるのかなと思うのですが、現行の29ページ辺りに出しているものは、結果的には請負業者さんの出されたものをもとにこうやっているわけです。基本的に、運用段階に入っているところは、リース料がずっと続くというものです。初年度は構築がありますので、冒頭、山口が申し上げましたとおり、人件費が主になっております。LANは、初年度に構築をして、あと4年間使うこととなりますよということでやるわけでありまして、当然、後年度のところで実運用にかかる機器のリースの分がかかってくるという提案の中身というか、費用の分散のさせ方であることを主にとらえて、提案で出してきたもので、例えば、初年度以降がんと上がったり、あるいはどこかで平準化したりというところは、もしかすると業者さんの提案の範疇ではあるのかもしれませんが、おかしなことにならないようには、きちんと目を通していきたいと。

○小林副主査 今、佐藤委員がおっしゃったようなことは起こり得ますね。そうすると、こういう記述、請負費用の支払方法の「契約金額のうち設計・構築費に相当する額」が、これは業者が言ってきた額ということになってしまいますね。

○事務局 そうですね。ですから、審査するような項目を少し加えた方がよろしいかなとは考えます。

○小林副主査 そこは記述すればいいですね。

○事務局 参加資格のある企業ではなかなか想定できないのではないかと思うのですが、何とも言えませんので、そこはちょっと調整をできればと思います。

○池田係長 勿論、実際に出てきた提案書を見ながら判定はするわけですがけれども、毎年この予算をずっととってしまっていて、その中で、財務省に、実際の経費はこうですという説明もずっとしていきますので、予算に縛られているのはあれですけども、きちんとした使い方ができるかどうかは、予算の縛り上、見ていかなければいけないので、結託してどうのとか、そういうことには当然ならないとは思いますが。ただ、今申されたような、つけ入れられ方といいますか、そういうことは避けるべく、今後も。

○小林副主査 勿論、そこは避けていただかなければいけないのですけれども、実施要項の中に文言として書いてあるところがやはり気になるのでして。その部分におっしゃられているような何らかの前提条件をつけなければいけないですね。その部分を何か工夫していただく。

ほかの要項もこういうふうになっているのですか。

○事務局 確認いたします。

○佐藤専門委員 これは、事業期間は4年9か月。

○池田係長 5年です。

○佐藤専門委員 複数年の一括発注ですね。当然、債務負担行為はとっていただいていると思うのですが、そのとった範囲内で、この事業期間の各年度への割りつけもあるのですか。

○山口課長補佐 割りつけはございませんが、最適化計画という、現行においてこの4年のライフサイクルと各々のかかっている金額は公表されていますので、そういうイメージを持っていただければ、今回のシステムについても、そのような形で運営されていくと思います。

○佐藤専門委員 正確な法律上の用語だったかどうかは忘れたのですが、各年度への予算の配賦があつて、私も、小林副主査がおっしゃったように、ここに、設計・構築費に相当する額を払ってしましますと書いてしまうと、これを見ると、最初に払ってもらえるのだったら、ここにいっぱい入れようと思ってしまうのではないですか。でも、実際、総務省さんのお支払は、予算の制約もあるわけで、サービスを調達しているということなので、確かに設計・構築費相当額という書きぶりは非常に正確だとは思いますが、こんな手のうちを見せなくてもいいのかなという気もするのです。

○山口課長補佐 初年度と言えばいいのか。

○事務局 少し検討できませんか。

○山口課長補佐 検討します。

○事務局 恐らく今出席されている総務省の皆さんでは答えは出せないと思うので、会計課と調整していただければと考えます。

それで、よろしいですか。

○小林副主査 そうですね。

それでは、時間なので、いろいろ論点が出ましたので、事務局でまとめていただいてもいいですか。

○事務局 その前に、1点だけ確認したいのです。共通プラットフォームを引用している部分がありますけれども、共通プラットフォームについての情報開示は、これから十分するというので、どこかに記述をするということによろしいのですか。仕様書か実施要項に書くということによろしいのですか。

○山口課長補佐 そうですね。内容は別として、プラットフォームに関する情報は公開していきます。

○事務局 ということは、実施要項上に記入してもらおうということによろしいですね。

○山口課長補佐 はい。

○事務局 まとめますと、設計・構築費については、情報が少し足りないのではないかという点については、前回の設計・構築の際のスケジュールと経費の関係がわかるような形で開示をつけ加えていただきたいと思います。

それから、入札参加資格については、大規模システムの構築の経験は、総務省LANの今回の契約の中では特に必要ないという御意見でしたけれども、今後の他の案件の審議においては、例えば提案のプレゼンのときに総括マネージャーにプレゼンをさせるとか、そういうことでの評価もあり

ますので、そういったものが実施要項に入っているかどうか確認した上で、この委員会で審議するというような形でまとめたいと思います。

3点目として、共通プラットフォームの情報開示については、実施要項の中に記述してもらうということです。

4点目は、支払方法についての会計課等への確認をしてもらった上で、委員から御了解をいただいて、パブコメに移りたいと思います。

○小林副主査 では、本実施要項（案）については、今、事務局にまとめていただきましたけれども、事務局と検討をいただきまして、次回の審議で議了の予定で進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そのやりとりの結果は、また、委員にフィードバックしていただいて、委員の方から適宜、御意見をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかにもお気づきになった点がありましたら、委員の先生方、どうぞ事務局にお寄せいただきまして、事務局で整理をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

本日は、ありがとうございました。

（総務省退室、内閣府入室）

○小林副主査 それでは、続きまして、「消費動向調査」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、内閣府経済社会総合研究所景気統計部増島部長に御出席いただいておりますので、事業の評価を踏まえた実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は15分程度でお願いいたします。

○増島部長 ただいま御紹介いただきました増島です。よろしくお願いいたします。

お手元にあります資料B-3を使いまして、民間競争入札実施要項（案）について御説明させていただきます。

詳細に入ります前に、最初に、今回の契約期間について御説明をしておきたいと思います。

消費動向調査については、平成22年度の調査の実施状況に基づく事業の評価を今年の5月に、この小委員会でもやっていただきまして、次の期の事業の見直しの方向について御提言をいただいております。具体的には、郵送調査への円滑な移行や民間事業者の工夫を生かした事業実施を図る観点から、現行1年間でやっております契約期間を延長いたしまして、複数年度契約を検討するというところで御提言をいただいております。私どもはそれに則りまして、業務期間を5年間に変更する方向で検討をしてみました。具体的には、平成24年度は訪問留置調査と郵送調査を並行して行いまして、25～28年度は、郵送調査によって行うこととしまして、5年間の民間競争入札の実施を予定しておりました。

しかし、調査方法に伴う統計の承認申請手続並びに予算要求の過程で、24年度の郵送調査、並行調査による調査票の回収率や調査精度の検証をしなければ、平成25年度以降の調査世帯数を確定することができないという御指摘をいただきまして、現段階では、統計の承認と予算措置が難しい

ということになりました。私どもとしても不本意ではありますけれども、やむを得ず、業務期間を平成 24 年 4 月から 25 年 3 月までの 1 年間として、訪問留置調査に加えて郵送調査を並行して行うことで、今回の実施要項（案）を作成いたしております。

ただ、25 年度以降については、郵送調査に移行して、複数年度契約をする方向で検討していきたいと考えております。

以上の契約期間の検討を踏まえて、お手元の資料 B-3 の案を具体的に御説明させていただきたいと思っております。

1 ページをご覧くださいと思います。主として、前年度からの変更点について御説明します。この資料は、昨年度の実施要項（案）に見え消しで変更点を書いておりますが、色分けがございまして、裏表紙に凡例がございまして、赤と青と緑で表示をしています。赤字で修正しているところが、パブリックコメント募集前に変更していた箇所です。青字がパブリックコメントの結果に伴って変更したところ、緑字が、パブリックコメント実施後に変更した箇所です。

1 ページの「消費動向調査の概要」ですが、消費動向調査の目的については、御案内のとおりかと思いますが、消費者の意識や物価の見通し等を把握して、景気動向判断の基礎資料とすることを目的としています。ここは変わっておりません。

先ほど申し上げたとおり、平成 25 年度から郵送調査への移行を予定しておりますので、調査方法の変更が調査結果に与える影響を考慮して、例えば標本設計などに必要な修正を加えられるように、訪問調査に加えて郵送調査を並行して行うことを考えております。調査期間については、平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月を予定しています。

これから御説明申し上げる変更点も、主として、この並行調査を行うことによって変更を予定している箇所となります。

変更を予定している箇所としては調査の規模です。1 ページの 3 から 2 ページにかけてごらんいただきたいと思いますが、2 ページを見ていただきますと、並行調査の調査の規模が書いてございます（2）ですが、承認申請の際に、経費や、記入者負担等を考慮して、必要最小限の規模とすべきであるという御指摘をいただいて見直した結果、調査客体数については、2,040 世帯を予定しております。

次に、2 ページの真ん中以下に、「請負業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質」、1 に「消費動向調査に係る請負業務の内容」がございまして、この変更点は、3 ページの最後の【実査準備】のうち、4 ページの②の「調査関係用品の印刷」で、並行調査で行います郵送調査用の調査票の郵送用封筒、督促のはがき、調査票の返信用封筒、そういったものを追加的に用意する必要がある、印刷する必要があります。

それから、5 ページの③「世帯名簿の作成及び調査世帯の選定」は、並行調査については、世帯名簿は訪問留置調査と同じものを用います。調査世帯の選定については、その下に緑の表がございまして、訪問留置調査については、平成 24 年 4 月から平成 24 年 12 月にかけて作業を行いまして、平成 24 年 7 月から平成 25 年 3 月の調査世帯の交替分の世帯選定を行う。これは毎年やっていることです。並行調査は平成 24 年 4 月に行いまして、これは、52 ページの資料 4-2 に色刷りのもの

がありますが、C1～C3、B1～B3、D1～D3という合計9グループの計2,040世帯についての作業を実施する予定になっております。

続いて、6ページの実査の「④ 調査の依頼及び調査票の配布・郵送」です。アの調査の依頼は、郵送調査についても、調査員が世帯に訪問して調査の依頼を行うことを考えております。初回のみそういう形で調査員が調査を依頼に参りました際に、調査票等を配布する予定にしております。

6ページのイ「調査票の配布・郵送」に関連して、訪問留置調査については特段変更はございませんが、最後に赤字で書いてございますように、調査方法を平成25年4月から郵送調査に変更することを予定しておりますので、25年3月の調査票回収時にその説明を行う予定にしております。

7ページの「調査票の配布・郵送」の並行調査分は、調査月の月上旬に調査票を郵送する予定にしております。

7ページの⑤の調査票の督促などに関連して、一番最後に赤字で書いておりますが、並行調査は、毎月中旬ごろにすべての調査世帯に対して督促はがきを1回郵送する予定にしております。

また、1ページめくってイですが、民間事業者は、毎月20日ごろまでに調査票の回収を行うことにしております。締切は、当初18日で考えていたのですが、民間事業者からパブリックコメントをいただきまして、遅れて出される方もいらっしゃるの、むしろ締切を少し早くした方が回収率が上がるという御指摘をいただきましたので、16日を締切とすると変えております。

それから、回収率が40%を下回る見込みになった場合には、代替サンプルを補充することを書いております。

8ページの最後に、【集計事項】がございます。回答負担を軽減し、それに伴って回収率を上げるということで、レジャー時間、旅行の実績及び予定は四半期調査だけやっていますが、この2つについては、郵送調査からは削除することを考えています。

それから、9ページの【集計区分】は、逆に、結果の分析を充実させるために、世帯の中の仕事を探している人数を、世帯の属性を聞くところで含めることを考えています。

それから、10ページに青字で書かれていますが、青字はパブリックコメントを踏まえたものです。もともと複数年度の予定で書いていたものですが、その際に、世帯名簿について、契約終了後、最初の案ですと、29年3月末に世帯名簿を回収する書きぶりになっていたのですが、そこは毎年度回収した方がいいということで、変えたところがございます。契約自体が単年度に変わっておりますので、最終的には平成25年3月26日までに原本を内閣府に提出するという書きぶりに変わっております。

11ページの「3 請負業務に関する留意事項」は、郵送調査における統計精度の維持・向上等を図る観点から、並行調査において業務内容を変更する可能性があるという留意事項を加えております。

11ページの「4 業務遂行に当たり確保されるべき質」で2つ挙げております。1つは、当たり前ですけれども、「業務の適切かつ確実な履行」、2つ目が「目標有効回収率」。これについては、12ページの上をごらんいただきたいと思います。訪問留置調査については、今までどおり各月70%以上、並行調査については、年平均で50%以上となるように努めるとしております。

12 ページの「6 業務の改善提案」は、民間事業者が内閣府に対して改善提案を行うことができることを加えたものです。

13 ページの 8 は、単独で当該業務が担えない場合には、共同事業体として参加することができるという項目を加えたものです。

更に、14 ページに移っていただきまして、「VI 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法」は、評価項目の設定で、(2) の加点項目として、16 ページに書いてありますが、②のイに、過去 3 年以内に郵送調査法による全国規模の調査を実施した実績があることを加えております。

更に進んでいただき、18～19 ページに、「契約により民間事業者が講ずべき措置等」で、「報告について」があります。今まで、10 項目について昨年まで報告を求めていたのですが、11 項目目として「調査員訪問状況報告」を求めるようにしています。こちらは、調査の依頼や、調査票の配布が適切に行われているかどうかを確認するためのものがございます。

最後に、25 ページをご覧いただきたいと思います。別紙 2 がございまして、こちらに「従来の実施状況に関する情報の開示」について 28 ページにかけて整理をしております。これは、平成 22 年の実施状況に基づく事業評価をしていただいた際に、次年度の見直しの方向性として、実施状況の内容について情報開示をするようにという御指示をいただいておりますので、充実させたところでございます。

25 ページは、従来の実施に要した経費でございます。26 ページに赤字で入っておりますけれども、民間事業者の実施体制として、平成 22 年度の人日ベースの所要量をお示ししております。

それから、27 ページには、目標の達成の状況を書いております。特に (2) に赤字で書いているところです。郵送調査については、平成 21 年度に内閣府の委託調査で、試験調査を 2 か月だけですが、やっておりますので、その概要を加えております。

28 ページは、「従来の実施方法」で、例えば、真ん中の辺りに、「調査世帯からの問い合わせ件数等」を整理しております。

以上が、実施要項（案）の変更箇所です。

資料 B-2 という横長の紙がございます。こちらにパブリックコメントの対応を整理しております。パブリックコメントについては、2 つの民間事業者から 10 件のコメントをいただいております。その表の 4 番目と 5 番目については、先ほど、青字で御紹介したように対応しているという状況でございます。

簡単ですけれども、以上にさせていただきます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 今回は並行調査になるということで、郵送調査を 25 年度から入れる際のベンチマークにもなる年になると思うのです。そういう意味でそこがうまく回るかどうか重要だと思います。12 ページの質の確保のところの回収率は、留置は 70%以上。これは従来そういうことでやっているわけですけれども、並行調査は 50%という数字になっていますが、50 にした理由はどうい

うことでしょうか。

○増島部長 先ほどちょっとだけ御紹介した21年度に実施した試験調査、27ページをご覧くださいと思います。これは平成21年11月と12月に実施をいたしております。現行の訪問留置調査と同じ回収期限、具体的には20日ころに回収の期日を切って回収をしているのですが、回収率を下から4行目ぐらいに書いてございます。11月20日時点の回収率が33.4%です。12月の回収実績が38.0%で、3割強か4割弱ぐらいの間にとどまっています。このときは、単に郵送でお願いただけで、今回予定しておりますように、調査員による依頼をやっていないのです。ですから、今回、御審議いただいております実施要項(案)のように、調査員による依頼を行えば、今、御紹介した30~40%弱という数字よりは、並行調査の回収率は少し上がるのではないかとということが期待されます。

他方、これと調査方法が類似しているものとして、総務省がやっています「家計消費状況調査」があります。こちらは、世帯を対象として月次でやっております。訪問留置と郵送を併用してやっている調査です。こちらの郵送の回収率が60%ぐらいでございます。「家計消費状況調査」は、調査期間の途中月に、調査員の訪問回収をする月が入っています。ですから、併用をしています。そうしますと、調査員が行きますので、郵送のときも当然回収率は上がりがちだということです。それから、この調査の回収期間は長くて、調査月の翌月の5日までに投函をしていただくような調査になっています。この調査の特色としては、調査期間が12か月です。消費動向調査の場合は15か月ですが、それより少し短くなっています。回収率が少し上がるような要素が幾つかありますので、「家計消費状況調査」は60%回収していますが、これよりは低くなるだろうということで、大体40%弱から60%の間を目標として、50%で目標を設定しています。

○逢見副主査 それと、留置は各月70%に対して、並行調査が年平均50%となっておりますが、なぜ、年平均にしたのでしょうか。

○増島部長 並行調査は、現在の予定ですと、調査員がまず調査依頼を最初の月に行います。あとは郵送で送って、自主的に投函していただきますので、想定されるのは、平成21年の試験調査の場合もそうでしたけれども、開始当初、最初の月は割と高い回収率が見込めるのではないかと考えておりますが、だんだん時間がたつにつれて回収率は落ちていくのではないかと想定しているわけです。そうすると、毎月の回収率の変動が平均してみればだんだん落ちていくということで、毎月の回収率を目標にすることがなかなか難しいということで、年平均で設定をさせていただいております。

○逢見副主査 ただ、逆に考えると、年平均にしてしまうと、仮に下がってきているときに、どういう手を打ったらいいとか、途中でリカバーすることを考えなければいけないことが出てくると思いますが、そのときに、年平均で判断すると、遅れてしまうのではないですか。

○増島部長 それについては、これも少し御紹介しましたけれども、回収率が40%を下回るような見込みになったときには、代替サンプルを補充するとか、そういった形で対応をしていくことかなと思います。

○逢見副主査 月次ごとに報告はもらうわけですか。

○増島部長 その報告はいただきます。

○逢見副主査 月次で報告しろとかというのは書いてありましたか。

○増島部長 それは、10 ページに、成果物を毎月報告するようとしています。その成果物の内容が、10 ページの上のところに、調査票、照査票や集計結果表とありますが、その辺りを出していただくようになっております。

○逢見副主査 27 ページを見ると、一般と単身で回収率が随分違うのですね。これは、一般・単身それぞれ別個に目標を設定する必要はないのでしょうか。

○増島部長 ここも、21 年度の試験調査と今回計画しております並行調査については、共に郵送調査で、そういう意味では同じですけれども、今回計画している並行調査は、調査を依頼するときに調査員が訪問するという点で異なっておりますので、試験調査における一般世帯・単身世帯別の回収率をそのまま使って目標を設定するのはなかなか難しいということで、現在のような、訪問留置調査と同じような総世帯の回収率を目標として設定をしているところです。ただ、並行調査の結果を踏まえて、必要があれば、差が出てくるようであれば、25 年度以降の目標回収率については、一般と単身を分けるとか、そういった工夫もできるのではないかと。現状では、一般と単身を分けるだけの情報がないという状況です。

○逢見副主査 こういう統計のものは、成果物がきちんと一定のサンプル数が確保されないといけないというのがあって、並行調査で回収率がかなり下がることが想定されたとき、それをどう目標にして、民間事業者にしっかり回収してもらうかが重要だと思いますので、今の説明で大体こういう形で設定した理由はわかりますけれども、依然として、本当に回収をきちんとできる体制を民間事業者がやってくれるかどうか、まだちょっと不安があるのですね。

○増島部長 まずは、最初に調査員に調査を依頼してもらいますので、そこをまずはしっかりやっただけが重要だと思っています。あとは、私どもでは、最初に御紹介しましたけれども、毎月中旬ごろに、7 ページの下に書いてありますが、督促のはがきを送るようにしております。それでも回収率が落ちてくるということであれば、何らかの措置を考えないといけないのかなと思っています。例えば、電話で督促をしていただくとか、そういうことも場合によってはあり得るかなと考えています。

○小林副主査 まず、ターゲットの設定の仕方としては、極めてアバウトな感じがしまして、民間事業者としては、40%を切るようなことになったら代替サンプルをやらなければいけないことがあって、40%は必ず確保しなければいけないという意識は多分あると思うのですが、統計調査の優位性を高めるためには、50%以上は確保してもらわなければいけないという明らかな意識づけといいますか、目標の設定が、実施要項（案）上も明確に書いた方がいいのではないかと気がします。御説明はわかるのですが、27 ページの参考が、これは事業者が1回督促をしているということだと思うのですが、事業者の努力とこの結果の相関といいますか、つまり、これは、公サ法上は質と効率性の確保ではないですか。だから、国民としては、目標を達成してもらうように頑張ってもらうことが重要という感じなので、そうすると、「努める」という書きぶりも、私はちょっとあいまいかなと思いましたが、「年平均」も、移行期だからという理由づけはあるか

もしれないのですけれども、毎月頑張って50%以上を確保してもらおうと消費動向がよくわかるというように思うのです。きちんと書いた方がいいように思います。

○増島部長 御指摘の点はわかるのですが、ただ、民間事業者としてできることが、訪問留置調査のように毎月調査員が行くわけではありませんので、そこはコストとベネフィットの関係だと思えます。

○小林副主査 それはわかるのですけれども、民間事業者にノウハウを出してもらいたいわけですね。ここまでの目標でいいでしょうと言ったら、民間事業者はそこまでやればいいと思うし、別にペナルティーもないですし、40%を下回ると付加的なことをやらなければいけないから、それだけコストがかかることはあると思うんですけれども、目標は少しストレッチのある目標を立てて明確にしてもらって、民間事業者にそれを達成する努力をしていただく方が、この公サ法上はいいのではないかと思います。

○逢見副主査 少なくとも12ページの3行目の「努める」だと、努力すればいいのでしょうという感じにしか読めないのがあって、もう少し強く質として求める表現の方がいいのではないかと思います。

○増島部長 訪問留置調査も「毎月70%以上となるよう努める」で、今年度23年度にお願いしている新情報センターは、そもそも75%を目標に設定してしまっていて、そこは民間事業者の努力というかモラルというか、入札で総合評価方式で選定される過程でそれなりの努力を表明される、それに沿ってやっていかれることで、ある程度は担保されているのかなと思います。実行上は比較的うまくいっているのではとっております。

○小林副主査 これは、行動的かというと、目標が低く設定されると努力しないのですよ。通常のことしかやらないことになるので、目標は少し頑張ってもらって、その頑張ってもらったところで、効率的かつサービスの質をということでやった方がいいから、少なくとも「努める」はやめた方がいいですね。「なければならない」はちょっと強過ぎますけれども、「できるものとする」と「なければならない」では違いますからね。

○逢見副主査 ペナルティーがないから。

○小林副主査 そうです。

関連して、27ページの(2)の参考の情報は、もうちょっと追加的に何か情報は入らないのですか。例えば、これは委託調査なので、委託したところがどんな人員でやったとか、どんな作業量だったとか。これは、一回督促状を郵送して、そういう意味では、仕様発注的にやったということですか。

○増島部長 この試験調査は消費動向調査の改善等に関する調査という、ちょっと大きな枠組みの中でやった試験調査でございまして、この試験調査だけではなくて、消費動向調査の調査内容とか、調査方法の在り方などについては、有識者の方を集めて研究会を開いていろいろ検討をしてきたわけですね。その中の調査項目の一部として、この試験調査をやったという経緯がございまして。過去の契約などを見直してみたのですけれども、経費の積算がそういう形で、言わば全体が合わせたような形で積算されていまして、この試験調査だけを取り出して、例えば何人日かかっているとか、そ

ういった積算になってないということで、試験調査だけで、どのぐらいの業務量があったのかとか、経費が幾らかかっているとかは、今の段階では把握できないのです。こちらは、契約金額全体は、研究会等を含めて 800 万円強ぐらいかかっているのです。ですから、言わば研究業務と試験調査の実査の部分と分けて幾らかかったかはなかなかわからないという状況です。

○小林副主査 ほかはいかがでしょうか。

これは、もう情報がないということですか。

○事務局 確認でございますが、27 ページの情報開示の赤字の部分は、調査世帯数は 1,410 世帯となっています。投函期限が 20 日です。その間に、督促状の送付を 1 回 18、19 日にやっています。これは 1,410 すべてに督促していますか。場合によっては、先に回収しているものは除いて督促状をとるの形をとるのかなと思います。ここはすべてやられたということですか。

○増島部長 そう理解しています。確認して、正確に書けるように。

○事務局 そうですね。回収されていれば、当然督促状の必要はないので、それでボリューム感が出るのであれば、お願いできたらと思います。その御確認をお願いします。

○増島部長 はい。

○事務局 それから、回収は、20 日が期限でこれをやられたということですが、これは日別にどのくらい回収されたかとかという記録はありますか。

○増島部長 あります。

○事務局 もし、あれば、そういう情報も日別で入っていくと、その期限を中心にどういうふうな回収数が出ているかというの情報になってくると思いますので、そういったボリューム感が、可能であれば、ちょっと追加をいただけたらと思います。

○増島部長 はい。

○事務局 あと、もう一つ、回収率で、50%を「努める」は、「目標とする」とかそういった表現を御検討いただきたいと思いますが、郵送調査で 50%を目標としつつ、各月の回収が 40%を下回る場合については、補充サンプルをしていくというところですが、これは毎月調査なので、短期間でやっていきますから、当然、当該月で補充することにはならないですね。翌月からの補充になっていくという考え方でよろしいですね。

○増島部長 はい。

○事務局 そうしますと、当該月は、かなり落ちてしまう事態が発生すると思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。期日が 20 日までの間で回収が 40%を切りそうだといったときに、手当てをその月でできるかという、多分できないと思うのです。翌月からの手当てになるのですが、その月は下がったら下がったままになってしまいます。

○池本研究専門官 当該月で、そのときそのときの回収状況は、事業者からいろいろと逐次御連絡をいただくこともありますので、余りにも低い場合には、そこは事業者との調整、協議が必要になるかとは思いますが、当該月の中で、可能な範囲でなるべく多く回収できるように対応を考えていくことはできるかと思っております。

○小林副主査 今まで、そういうことはないのですか。

○池本研究専門官 訪問留置調査ではそうですね。

○事務局 今回の部分は、期間が短いので翌月から手当とするという記載ではありますものの、その月においても、必要に応じて御連絡をいただきながらやっていただくことを考えているということによろしいですね。

○小林副主査 40%を達成しなかったら、よけいな、付加的な仕事が発生するのですよというところは少し強調した方が本当はいいですね。

○事務局 今のお話は、恐らく 12 ページの質の設定のなお書きで考えているところによろしいですか。

○小林副主査 「上記の目標を下回る見込みとなった場合は、直ちに」があいまいな書き方になっているのではないですか。具体的に何をやるかといったら、さっきの 40%が目安になって、それで、こういうことをやらなければいけないですよということですね。

○事務局 そうですね。訪問留置調査と併せて、必要な対応について協議の上というような形でしょうか。

○小林副主査 はい。こことさっきのところがリンクして読めるようにするということですね。

○事務局 わかりました。

○増島部長 はい。

○小林副主査 この実施要項（案）については、先ほどの 27 ページのボリュームのところのデータを入れていただくことと、今のところの確保すべき質のところ、文言上の修正がちょっと入りますね。

○事務局 調整させていただきまして、先生方に御照会させていただきたいと思います。

○小林副主査 はい。

事務局と協議いただきまして、その結果を委員にフィードバックしていただいて、それを確認した上で、この小委員会での審議を終了するという形にしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。今の手続を踏んだ上で、審議が終了したことになりましたら、小委員会を開催せずに、実施要項（案）の取扱い、監理委員会への報告の資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、今の手続で進めさせていただきますので、内閣府におかれましては、よろしくお願ひいたします。

（内閣府退室、国土交通省入室）

○小林副主査 続きまして、「発注者支援業務等」10件の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室勢田室長、土地・建設産業局地価調査課公共用地室森田室長に御出席いただいておりますので、平成 23 年度事業の実施状況等を踏まえた実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。御説明は 15 分程

度でお願いいたします。

○勢田室長 ただいま御紹介をいただきました国土交通省の勢田でございます。よろしく申し上げます。

「発注者支援業務等」については、昨年から2年目になります。今年度の実施状況については既に御説明済みと聞いておりまして、来年度以降、どうしていくかというところをまず御説明させていただきたいと思っております。

お手元に表になっている一枚紙（C-3）でございます。来年度に向けて、まずどういう取組をするかということで、新規参入業者の更なる拡大を図ろうということで、今年度も複数年度契約を実施しておりますが、更なるその割合を広げてまいりたいと考えてございます。この表で見いただきますと、今年度の23年度で、一番上では、発注支援業務について約4割ぐらいを行う。それから、真ん中の公物管理補助業務では半数程度、一番下の用地補償、これは個別案件ごとで定常的な業務ではないので単年度が基本にはなっていますが、その中でできるだけ複数年度にしようということで進めさせていただきました。今年度は、この結果、おおよそ4割強の件数において複数年度契約を実施しております。24年度においても、ここの表に書いておりますとおり、発注者支援業務も残りの4割、公物管理も残りの半数、用地補償もできる限りという中で、複数年度契約を拡大してまいりたいと考えているところでございます。それが1点目でございます。

それから、2点目でございます。もう一枚横の表「発注者支援業務等の応募要件の推移」（C-2）を配らせていただいていると思っております。応募要件をどうするかということでございますが、ここで19年度から書かせていただきましたが、19年度以降、いろいろ御指摘もありましたように、入札契約方式も相当程度変えてきましたし、応募要件そのものも相当程度緩和してきたと私どもは考えておりまして。あとは、新規参入のお話と、これは、社会資本の提供という意味では非常に重要な業務でございますので、その品質という問題のバランスの中で、22年度の実施要件を更に広げるのは、ちょっと現場で問題が出てくるのではないかというおそれがありまして、応募要件そのものについては22年度と余り変えてきておりません。ただ、一番上の入札契約方式をずっと見ていただきますとわかりますとおり、19年度は公募手続でやっておりましたけれども、真ん中の21年度には総合評価方式を一部実施させていただいて、22年度以降すべて総合評価方式で実施しているという状況でございます。それから、応募要件についても、もともとは発注機関として国土交通省の業務だけを評価するとか、もしくは、国土交通省の工事監督支援業務を同種業務としてしか扱わないとかいう形にしてございましたけれども、それが22年度、23年度においては、国土交通省だけではなく、都道府県とか政令市などの実施機関の経験も認めるとか、同種業務、類似業務についても同じでございます。発注機関については、ほとんど公共機関のものについては網羅したような形の中で実績を認めるという形で広げてきておりますので、来年度は引き続きこの形で進めてまいりたいと考えております。

ということで、来年度に向けては複数年度契約を拡大することと、参加資格要件は、今までに十分広げ切った中で進めることを考えているところでございます。

それから、次に、パブリックコメントで出された意見への対応で御説明させていただきます。こ

こについては、発注者支援業務で、積算業務と技術審査業務と工事監督支援業務の3つの業務について、パブリックコメントの結果の報告をさせていただきたいと思います。同じような質問についてはくり返したけれども、全部で53問ございました。その中で、この表には書いておりませんが、大きく分類しますと、実施要項の運用もしくは要項そのものの解釈という御質問が一つの分野としてありました。これについては、一つひとつの説明は、ちょっと時間がないのですが、できるだけ明確になるように、この中で考え方を示させていただいたと考えております。

それから、もう一つの分類としては、資格を広げるもしくは狭めるという御意見もございました。ここについては、昨年度の段階で相当広げさせていただいたところがございますので、その中で整理をしていきたいと思っております。ただ、今年度大きな改正点としては、実は、工事監督支援等については、管理技術者の資格が、昨年度は土木関係の技術の方だけの評価をしておりましたが、現場を見ますと、電気通信だけでの工事の発注が結構あるとわかりました。電気通信だけであると、土木工事の資格というよりも電気通信関係の資格を持っている方々が管理技術者になっていただく方が、品質的にもよくなるのではないかとということで、それは広げるという意味でそういう管理技術者を認めるということで、大きく変えさせていただいております。それが2つ目です。

それから、3つ目として分類しますと、総合評価ですので、技術評価の仕方の中で幾つか御意見がございました。ここについても、考え方について説明させていただいているところでございます。

あと、4つ目、これが最後でございます。細かく見ますと、我々の積算の価格の計上の中で、いろいろ現場の備品とか、いろいろなパソコンとか、そういう機器の積算をしっかりとさせていただきたいという御意見がありました。ここについては、私どももしっかり周知徹底して来年度に向けては統一していきたいと考えております。

という大きくは4つに分けた内容ですが、あと、実際に本文を修正するようになった項目だけを簡単に説明させていただきたいと思っております。全体で11ページのまず1枚目です。一番左のナンバーでいきますと、4番。3番と4番が同じような質問になっているのですが、要は、3月上旬に落札者の決定と書いておりましたが、実態が、昨年度は入札契約手続で、ちょっと幾つか手続を新しく加えたことがございまして、その結果、3月中旬にずれ込むような実態がございました。本来であれば、早目に落札者を決定するべきではありますが、政府予算決定の後できるだけ速やかにやったとしても、3月中旬までになってしまうことがございまして、今回、実施要項の中では、落札者の決定で、3月中旬までに修正させていただいたところでございます。

それから、2ページめくっていただいて3ページ目です。16番は、実施要項の中の最後の様式の部分です。「配置予定担当技術者の氏名は記載する必要はない」と今年度は書かせていただいていたのですが、明確に「記載しない」と記述してくださいということなので、これはそういうふうに修正させていただいたところです。

それから、2枚おめくりいただいて、5ページの22番です。積算技術、工事監督支援の中で、先ほどお話しした予定管理技術者に電気通信の方がなれる資格を入れたのですが、そのときに、同種類似業務の実績の要件を記述するのがちょっと漏れておまして、これは私どもの手落ちですが、その実績要件についても、修正で追加をさせていただいたところでございます。

その次のページの 25 番です。これも、実施要項の中で、ちょっと言葉を間違えていまして。一番右を見ていただきますと、「業務発注担当部署の業務内容」ですが、我々の意図するのは「業務発注担当部署が」という文章の流れでございまして、この間違いによって、ちょっと御質問がありました。書きぶりを直させていただきました。

その次のページの 7 ページの 30 番です。技術審査業務の中の報告事項の項目の中で、意見の内容でもありますが、「業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況」を削除と書いております。確かに、この項目は技術審査業務の中では余りそぐわないので、これは削除させていただきました。

以上が、発注者支援業務のパブリックコメントの回答（案）でございます。

併せて、その 3 つにおいての実施要項をどう直したかを御説明させていただきたいと思います。

まず、積算技術業務で説明をさせていただきます。1 ページ目の下に、赤字で書いてあります。赤字は、パブリックコメント開始までの修正事項、青字がパブリックコメント終了後の修正事項と書いていまして。パブリックコメント開始までの修正事項をまだ御説明していませんので、そこだけ説明させていただきたいと思います。

9 ページを見ていただきたいと思います。9 ページの中段、3-4. で、「競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件」で、「(1) 中立公平性に関する要件」の 2 つ目の「・」で赤字。「ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。」を追加させていただきました。この趣旨は、中立公平性のために、工事を請け負っている会社がこういう積算業務を請け負うのは非常に問題があるということで、それを排除しておったのですけれども、下請業者のときに、契約が終了していればダブることがないので、この参加をしてもいいというものを明確に書かないと、現場でちょっと幾つか混乱があったということで、入れさせていただきました。

それから、2 ページめくって 11 ページの中段の 3-5. の「配置予定管理技術者に対する要件」で、先ほどお話しした電気通信設備工事のみのものがあるということで、それについての参加資格要件を入れさせていただいております。

それから、14 ページです。これも、今の電気通信にかかわることですが、配置予定担当技術者の方の資格をここに追記させていただいております。

最後に、51 ページに別紙 3 がございます。これは「従来の実施状況に関する情報の開示」で、過去 3 年間の業務量がわかるようにということでつけさせていただきました。実は、パブリックコメントで示させていただいたのは、この今日お示ししている事務所のこの事例ではございません。パブリックコメントで示したのが、20 年度、21 年度、22 年度の金額が、入札価格の落札率が非常に低い、非常に特異な例をパブリックコメントで示してしまいまして、業務量を示すという意味ではちょっと混乱を招く内容でございました。標準的なものということで、ちょっと差しかえをさせていただいております。

それから、東北地方整備局のこういう一連の実施要項については、東北は今回震災がありまして、これから復旧復興で相当程度工事量が増える形になると思いますので、できるだけ最新の情報で業

務量をお示ししようと思いますが、相当変わり得る可能性がありますので、そのエリアの部分については、その言葉を若干つけ加えさせていただいております。

以上が、まず発注者支援業務についてでございます。

その次に、またパブリックコメントの資料に戻っていただきまして、公物管理補助業務、具体では河川巡視、河川許認可審査、ダム管理、堰・排水機場、道路巡回、道路許認可について紹介させていただきます。ここについても、先ほどの発注者支援業務と同じような御質問がありました。そこは、今回御説明は省略させていただきます。個別の業務の内容での御意見等の対応がありましたので、その部分について補足で御説明させていただきたいと思っております。

○片野係長 河川保全企画室の片野でございます。

始めに、お手元の要項の中の河川巡視支援業務の主な変更点について説明させていただきます。C-11の資料です。

大きなものとして2点ほどございます。7ページ目の「9）その他」の⑤に1項目増やしております。パブリックコメントの中で、一般の方から、従前、河川巡視業務の中でやっておりました点検業務がこの中に入るのかどうかと。「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領案（平成23年5月国土交通省河川局）等に基づく点検。」を1つ増やしております。これがどういうものかといえますと、河川巡視業務の中で、河川巡視といわれる河川の区域を概括的に把握する業務と、個別の構造物について詳細に把握する点検が明確に分かれておりませんで、ちょっとそれが混同しているようなところがあったのですけれども、今年5月に発出した技術基準の中で、巡視業務の中には点検は含みませんということを明確にいたしました。それに伴いまして、今年度の要項の改定の際に、巡視の業務の中には点検を含みませんという文言を追加させていただきまして、その結果、昨年まで要項等を見ておられた請け負っていた方等から、点検が含まれないのはどうかというパブリックコメントがありまして、それに対して、明確に、この巡視業務の中では点検は含みませんということをごとわりつつ、この同じ巡視業務の中でも、点検を別途というか、同じメンバーでやってもらうこともあるものですから、そういったことも考えて、「その他」の付随業務という中に、巡視業務の中に点検も含まれることもありますということで、今回明記させていただいております。これが巡視業務に関する内容です。

引き続き、堰・管理支援業務がありまして、C-14の資料の11ページです。この中で、配置予定管理技術者に対する要件という部分がありまして、堰・排水機場等管理支援業務が、国土交通省で管理します堰とか排水機場といったものを管理していく中で、職員のサポートをしてもらう業務になるわけです。その中で、特に排水機場といわれるポンプ場が主である管理支援業務については、ポンプ施設管理技術者という資格がございます。この要件の拡大を考えていく中で、今、実際に、ポンプ施設の点検とか整備の中で、民間資格ではありますが、一部従前から認めておいた資格があるものですから、ポンプ施設中心のものについては、この資格をプラスアルファで加えて拡大を図ろうということで、今回入れております。文言を読んでいただければわかるのですけれども、排水機場管理支援が相当程度含まれる業務について、1級ポンプ施設管理技術者を有し、同種・類似業務の経験を5年以上有する者について、管理技術者ができることを加えております。

河川については以上でございます。

○森田室長 用地補償でございます。C-5でございます。パブリックコメントは全部で10種類の御意見がありましたけれども、入札参加資格についての7番ですが、これは参加者を狭める方向の御意見でしたので、当然応じられないということです。一番多かったのは9番の御意見です。評価項目で、この業務を統括する主任担当者については、同種業務の経験を高く評価することにしておりますが、そのもとで働く技術者については、交渉前の補償額がちゃんと正しく計算されているかどうかという照合業務をやっていただくという前提でおりますので、御意見では、そういった下に就く技術者の方が、交渉業務に携わった経験も評価するようにしてほしいという御意見でしたけれども、当方で、該当する技術者に求める技術力は、今申した照合業務の技術力ですので、そのような御意見は考えていないということでございます。

もう一件多かったのは、4番の委託費の支払方法でございます。用地交渉し、補償額の合意を得られれば最終的には契約をしていただくこととなりますが、出来高的な要素を入れておきまして、契約に至れば満額委託費が払われるけれども、契約にまで至らなければ、その分ちょっと減額されるという仕組みになっております。契約に至らなくても、それまでの努力も認めてほしいという趣旨の御意見だと思いますけれども、現段階においても、公共用地交渉に係る分については、業務の進捗状況を3段階に整理して、各段階ごとに成果物を出していただいて、その部分で評価するという形でやっております。これ以上刻みを設けるのはちょっと難しいと思いますし、民間事業者の創意工夫を発揮していただくことを期待しているということですので、今のような出来高の仕組みで維持したいと、こちらの方では考えております。

それでは、実際の要項で修正したところでは、C-10です。基本的には、表現の適正化を図りまして、わかりにくかったり、空振りになっている部分を削除したりという修正を施しております。

パブコメの御意見を踏まえて直したのは8ページです。「提示」という表現を「交付」にするというだけですけれども、別の箇所で「交付」という表現を使っていますので、それにそろえた修正をすべしという御意見で、それはごもっともだと思いますので、そのように修正してございます。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 冒頭の説明で、C-3で、発注者支援業務については、4割最初やって、残りの6割をまた4割・2割に分けたということですが、これは、最終的には5・5とかそういうものではなく、このラインでずっと行くという感じですか。

○勢田室長 できるだけ10割に近づけたいと思っておりますけれども、発注者支援業務は工事に関係するので、工事は結構変動がありまして、その当該年度の予算の状況で、やったり、やらなかったり、できなかつたりという変動が相当ありますので、2割程度は単年度で臨機に対応していかなければならない状況なのかなということにしております。できるだけ複数年度でやっていくという予定ではございます。

○逢見副主査 次の公物管理補助業務は、点線のところで、複数年契約が難しい案件がありますが、

これは大体全体の業務量のうちどのぐらいですか。

○勢田室長 これは1割にも満たないと思っております。管理する区間がそんなに変動がありませんので、毎年半分ずつ2か年で出していくのを基本に考えております。

○逢見副主査 その下の用地補償総合技術業務については、原則単年度であるけれども、点線である、実施可能な業務は複数年という、これは逆に、複数年の方が極めてレアというイメージですか。

○勢田室長 そうですね。1年でうまく理解を得られて進むものもありますし、2か年にまたがって御理解を得ようというのは、逆に、件数としてはなかなか少ないこともあります。

○逢見副主査 わかりました。

○小林副主査 複数年年度にすることによって、競争性を確保することを進めているということですね。

○勢田室長 そうですね。受注者側も安定しますので、非常に参入しやすくなるのではないかと考えております。

○佐藤専門委員 今の同じ資料のC-2と3で、新規参入業者の拡大のための発注のたてつけをこういうふうに変更していただいて、現実には、結果はどうだったのでしょうか。どの案件ということではなくて、案件も多いと思いますけれども、複数年だけではなく、C-2とC-3で、複数年発注と、参加資格要件を緩和した結果、1者入札は減ったのですか。

○勢田室長 22年度、23年度の比較をさせていただきますと、一者応札の数は減りました。実際に、一つひとつの業務の中で応札される企業の数も平均で増えております。ということなので、私どもとしては、競争性が高まったと理解しております。

○佐藤専門委員 複数年の発注は、多分、2年とか3年とかやった後に、再度、入札に出るときには、既存の業者さんは実績があって有利になるのが普通なのかなという気もするのですが、そこら辺はまだ複数年発注した後のそういう追いかけたデータは特にはないのですか。

○勢田室長 そうですね。複数年契約は今年度からやり始めたので、まだ複数年が終わった案件はありません。ですけれども、恐らく、複数年だから、その後の入札契約で落札者に非常に有利になるかという、あんまりそういう仕組みは考えておりませんで、やはりそのときそのときの1年でもしっかりした経験は評価しますし、複数年でとられた企業の評価も同様にしますので、皆さん同じ条件の中で入ってきていただくような形にしたいと思います。

○佐藤専門委員 あと一点だけ。純粹に質問と言うのは変な言い方ですが、例えば、今、私の手元で見ているのはC-7の積算技術業務に係る発注者支援業務の実施要項の20ページを見ていますが、20ページを見る前に16ページのフロー図を見たのです。これは総合評価の技術点の評価方法として、「履行確実性のヒアリング」が、開札日の後に置かれています。これは、以前にこの案件だったかちょっと記憶がはっきりしてないのですが、事務局を通じて、メールでは私御質問をさせていただいた国交省さんのこういう総合評価方式のたてつけは、何か通達が出ていて、「履行確実性のヒアリング」を開札の後にやるというたてつけについては、事前のルールとして決まっているのは何った記憶があるのです。そういう意味では、多分、このフロー図を見ている限りは、値段がわかった後に技術評価点の一部を与えるという手続ですけれども、当然、「履行確実性のヒアリング」

をやっていた結果、付与する評価点というか、その付与の手続は、値段の情報とは遮断されたところでおやりになる手続だと理解はしているのです。

お聞きしたいのは、20 ページの「履行確実性に関するヒアリング」の③に出てくる調査基準価格は、どの案件でも一律に予定価格の何%という形で決まっているのかというのが最初の御質問です。

○勢田室長 算定の方法が一律に決まっております。オープンにしております。

○佐藤専門委員 ちなみに、その数字は今お聞きすることができますか。

○勢田室長 ええ。業務でいきますと、予定価格を 100 にしますと、およそ七十数パーセントぐらいです。

○佐藤専門委員 そうすると、21 ページに、追加資料の提出という、物すごい量の追加資料を出さなければいけないということですが、逆に言うと、70%を超えている限りにおいては、こういう内訳的なことは特にご覧にならないのですか。

○勢田室長 70%以上のものも、同じように確認はしますけれども、そこは非常に負担にもなりますので、簡素に確認をさせてもらうというところでは。

○佐藤専門委員 あと一点だけ教えてください。19 ページの総合評価点の出し方で、価格が 30 点、技術が 60 点がざくっと見えていて、1 : 2 の割合で技術点の方が大きい。技術点については、①～④をやっていくのですが、ずっと追いかけていくと、技術評価の得点合計という、4) の 3 行上にあるのがおわかりになりますか。

○勢田室長 はい。

○佐藤専門委員 そこが、① + (② + ③) × ④と書いてあるのです。実施方針と技術提案の評価点を足して、それに技術提案の履行確実性の評価点を掛け算するのは、これはどういう計算をするのかイメージがわからなかったのです。「履行確実性」は、何か点数があるのではなくて、例えば履行確実度 80%とか 70%とかそんなイメージですか。

○勢田室長 今のおっしゃった、7割ちょっとぐらいの調査基準価格を下回ると、価格が低いので、我々としてはダンピングということで、手を抜かれるようなおそれがあるということで、まず、しっかり確認をさせてもらっています。その確認項目が 4 つありまして、その 4 項目ごとに一つひとつしっかりちゃんとできるかどうかを確認させてもらって、その 4 項目で不十分な項目の数で大体 A B C D の評価で分かれて、4 項目のうち、例えば 3 つ十分な回答が得られなかった、本当にしっかりできるのかなと思ったときには、1 項目しかないので、0.25 掛けの割合で技術点の評価を下げるという仕組みで、基本的には、価格が低かろう、安かろう、よかろうではなく、安いにこしたことはないのですけれども、それで品質が落ちてしまうと問題なので、そういう仕組みでチェックをさせていただくということでございます。

○佐藤専門委員 その手続が開札の後に置かれたという趣旨は何なのでしょう。

○勢田室長 それは、まさに開札した金額が調査基準価格よりも下回っていると危ないということで、そういう方々を重点的に聞くと。

○佐藤専門委員 ありがとうございます。

○小林副主査 それでは、時間となりましたので、「発注者支援業務等」10 件の実施要項（案）に

ついでに審議はこれまでとしたいと思います。

事務局から、何か確認すべきことはありますか。

○事務局 確認ですけれども、震災の関係の変動性について、先ほど、記載しているという御発言があったのですが、改めて見てみますと、ちょっと漏れているのではないかと思います。

○浅古補佐 漏れていましたので、ここは、事務局と相談させていただいて、追記させていただきます。申し訳ございません。

○事務局 確認して、委員の方にお諮りさせていただきます。

○小林副主査 その点は、入れていただいたものを委員が確認するという手続で、本実施要項（案）については、その確認を終えて、小委員会での審議はおおむね完了したのものとして、改めて小委員会を開催しないことにしたいと思います。実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、先ほどの確認を経た上で、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 では、国土交通省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますように、よろしくお願いいたします。

（国土交通省退室、（独）都市再生機構入室）

○小林副主査 それでは、「（独）都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、独立行政法人都市再生機構住宅経営部営業推進室安高室長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた修正点等について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安高室長 よろしく申し上げます。

今、お話がございましたように、前回、委員に御指摘いただきました点について、修正させていただいたところを今日御説明させていただきますとともに、私どもで若干手直しをさせていただいた部分がございますので、併せて、担当リーダーから手短かに御説明をさせていただきます。

○谷口リーダー よろしく申し上げます。

資料4-2の要項で御説明させていただきたいと思います。

その前に、前回の委員会以降の動きを簡単に御紹介しておきます。この委員会の御指摘を踏まえて見直して、実施要項をパブリックコメントで意見を募集いたしました。10月28日から11月11日までの間に実施させていただいたわけですが、その結果として、期間中に御意見をいただくことはございませんでした。ですので、今回、修正した箇所は、前回の委員会で御指摘いただいたところを中心に御説明をさせていただきたいと思います。

まずは、実施要項の3ページ目になります。前回、表現について、「例外的に」という表現が必要なのではないかという御指摘と、あと、覚書があるのであれば添付されたらどうかということでございましたので、「例外的に」を外したのと、実施要項の59ページにありますけれども、覚書を添付させていただいております。

次に、実施要項の4ページ目。これも、前回、歩留まり率を全国の平均という形ではなく、それぞれの営業センターごとの平均値とすべきではないかという御指摘をいただいた箇所でございます。これも、御指摘のとおり見直して、それぞれの営業センターごとの平均値で出しております。それぞれの数字については、実施要項の22ページに、それぞれの営業センターごとの目標歩留まり率を、赤く表記している部分ですが、こちらで載せているところでございます。

次に、実施要項の4ページの下の部分です。顧客サービス水準を測るアンケート調査については、仮予約者の方についても実施して、アンケートの内容も明示すべきではないかというような御指摘をいただいたところございまして、仮予約者も調査対象とすることにしております。なおかつ、アンケート用紙も、実施要項の104ページから仮予約者用とか、契約者用とか、来場者用という形で添付をさせていただいております。アンケートとしては、例えば104ページで申し上げますと、赤く点線で囲ってある箇所がございますが、こちらが、確保すべき質に対応するアンケートの内容。それ以外は、私どもが参考にさせていただく内容という形で分けてございます。

次、実施要項の6ページ目です。委員会後にちょっと御指摘をいただいた点で、顧客サービス水準が、1年目はとりあえずアンケートをとって、それが5段階評価のアンケート調査結果をもとにその基準にしていくというようなことでございますので、1年目は顧客サービス水準を適用しないことを明確にしておいた方がいいでしょうというお話がありましたので、1年目を除くという形にしてございます。

次、実施要項の8ページ目です。これは、前回の委員会の中で、今回、業務を行うに当たりまして、同行案内業務、一緒にお部屋までついて行って御案内する業務を追加するという御説明をさしあげましたけれども、その業務にかかる人件費が前掲載っておりませんでしたので、それを含めた形で予定報酬係数を見直したものでございます。また、赤で結構字が変わっていますが、ちょっとお恥ずかしい話ですが、予定報酬係数の算出方法の記述が、分子と分母が逆になっていましたので、その辺のところを修正しているというところでございます。

次、実施要項の10ページ目でございます。これも委員会後に御指摘いただいた点で、落札者が決定しなかった場合どうするのかという措置を追加で表記しているものでございます。

次、実施要項の15ページです。前回の表現として、現在従事している方の採用を含めて体制整備について検討できるというような趣旨で記載しておったのですが、現在実施している受託者が必ずしも従業者を転籍させることを約束できるかどうかわからない状況の中で、民間事業者は従業者の採用を含め検討することができるという表現では、今回申し込もうとしている事業者に過度の期待を持たせることになりかねないため、今回、本入札における民間事業者が、現在、本業務を受託している事業者が雇用している従業者の採用について検討する場合は、機構に問い合わせをしてくださいというような表現に見直したというところでございます。

最後に、実施要項の17ページ目です。前回、表記する場所が悪いのではないかという御指摘をいただいた箇所でございますけれども、御指摘のとおり、もともとは、ここに委託内容の変更等という項目があったのでございますが、ここに加えておるというところでございます。

あとは、様式で若干見ていただきたいのは、50ページです。前回の委員会で、男女共同参画への

取組みに関する申告という話の中で、基本的に、法令に基づいてやっているものを超える取組みを評価すべきではないかというような御指摘をいただいた箇所がございまして、赤字の注1)で、その部分を御指摘のとおり表記しております。

55 ページ、(様式 14) です。先だって、「追客」という表現は、実際、世の中にあるのかどうかという話もございましたが、前回の御指摘を踏まえて、赤字で、「追客」という表現を若干変えてございます。委員会の後、調べたところ、「追客」という言葉は、不動産業界においては一般的な表現だったようでございまして、このように変えさせていただいております。

今回見直した部分は、こういった点になります。私からは以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明の実施要項(案)について、御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 前回の議論を踏まえまして、修正された点については、おおむね了承したいと思っております。

要望というか希望ですが、アンケートで、仮予約も加えたということで、契約者と仮予約者を併せてアンケートをするので、集計の際も、分けてやることによって、例えば、仮予約したけれども契約しなかった人は何が問題だったのかとか、そういうことがわかれば、今後の活動にも生かせるのではないかと思います。

○谷口リーダー はい。

でも、それはできるのかな。個人名でアンケートは取ることとしてはないのですね。

○小林副主査 仮予約用と御契約者用と2つありますね。

○荒井主査 分けて実施することとはしているところですが、仮予約の方には、仮予約のアンケートを書いていただいて、その方がその後、契約したかどうかというひもづけをするのが難しいだろうというところです。

○小林副主査 仮予約しないと契約もできないのですね。

○荒井主査 はい。

○谷口リーダー 今やろうとしていますのが、仮予約に来られた方に、このアンケート用紙と返信用封筒をお渡しします。

○小林副主査 わかります。人と人のひもづけはできないわけですね。

○谷口リーダー そうです。

○小林副主査 人と人とができなくてもいいのではないですか。

○逢見副主査 そうですね。

○谷口リーダー それは構わないですか。

○逢見副主査 同一でなくても、全体として。

○谷口リーダー なるほど。

○小林副主査 アンケートの希望ですけれども、これだとちょっと答えにくい部分もあったり、分析しにくい部分があったりとかすると思うのです。今後で結構なので、改善していただきたいのですね。例えば、問2で、御質問なさいましたかというのか、周辺環境と契約内容と一緒に聞いてし

まっていますが、これを、「周辺環境について質問なさいましたか」というふうに分けた方が、質問として、「契約内容についてどうでした」というので、問2-1も、その2つは分けた方がいいと思います。これはわからないのですけれども、問2-2とかで、記述していただくところが結構多いのですね。そうすると、これは回収率に影響があらわれると思うのですよ。大抵、例えば周辺環境についてどんな質問をするのかとかいう類型があったとしたら、その類型を挙げて、「その他」とかを書いて、「その他」に書いていただくとか、類型を挙げれば、丸つければいいだけですから、そういうふうにした方がいいと思います。周辺環境と契約内容についてというところは、どちらも分けていただいて質問していただく。

○谷口リーダー そうしますと、質問の類型をした部分については、いってみたら、今回確保されるべき質とは別に、分析をする上で活用するという整理でよろしいですね。

○小林副主査 そうですね。

ちょっと改善をしていただけるといいと思います。

○谷口リーダー はい。

○小林副主査 そのほかはいいですか。

それでは、本実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきますと思いますが、事務局から確認することはありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）については、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、都市再生機構におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いしたいと思います。

先ほどのアンケートのところは、実施の段には改善していただくということをお願いいたします。ここには「変更する場合があります」とただし書きがありましたね。

○谷口リーダー あります。

○小林副主査 それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

本日はありがとうございました。